

湯河原町児童・生徒通学等支援臨時給付金制度 Q & A

Q：給付金支給の目的はなんですか。

A：新型コロナウイルス感染症拡大に対する湯河原町独自の支援対策として、町外の小・中学校、高等学校などに通学もしくは学生寮に入寮する児童・生徒を養育する世帯に対し、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

Q：給付金の対象者は誰ですか。

A：①町内在住（住民登録がある者）で、対象となる学校に在学かつ通学しており、令和2年4月以降の通学に係る定期券を購入している者
②町外の学校に通学するため学生寮に入寮する児童・生徒で保護者が湯河原町に住民登録がある人

Q：外国人は給付対象者ですか。

A：申請の条件をすべて満たしている外国人は対象になります。

Q：令和2年度以降に転入してきた者も給付対象者となりますか。

A：現在町内在住であり、申請に係るその他の条件を満たしていれば対象となります。

Q：給付金を受け取るのは誰ですか。

A：申請者であり、申請書に記載する申請者名義の口座に振り込みます。

Q：給付金の受給にはどのような手続が必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

A：湯河原町の住民基本台帳に記載されている、対象年齢の児童がいる世帯に申請書等を送付します。必要書類を添付し郵送又はこども支援課窓口を持参して申請してください。

Q：いつから申請を行うことができますか。

A：10月1日（木）から受付をします。

Q：申請はいつまで受け付けてくれるのですか。

A：12月28日（月）まで受付をします。

Q：なぜ申請書に通帳やキャッシュカード等の写しを付けるのですか。

A：振込先口座の確認のため、通帳等の写しの提出をお願いしています。迅速で誤りのない給付を行うために必要書類として添付をお願いいたします。

Q：申請書の押印は、認印やシャチハタでもよいか。

A：朱肉を使う印鑑（認印）を使用してください。持っていなければ署名でも結構です。

Q：支店コードがわからない。

A：支店名だけお書きください。

Q：世帯に給付金の対象者が二人います。申請書は1枚で良いですか？

A：支給対象者1名につき1枚の申請書を提出してください。

Q：申請書や提出書類に口座情報が含まれますが、情報が漏れる心配はないでしょうか。

A：住民の方から給付金のためにいただいた口座情報を含めた個人情報、湯河原町の個人情報保護条例に基づき、当該給付事務の関係上必要な範囲で利用し、厳正に管理・処分されます。提供された情報は本目的以外使用しません。

Q：給付金は、課税対象となりますか。

A：給付金は、学資であり課税対象にはなりません。